

能代市木造住宅耐震改修補助事業

地震の際の倒壊等による災害を未然に防止し、安全を確保するため、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」又は、「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その工事費用の一部を補助します。

事業概要

1 補助対象となる住宅

能代市内の次のすべての要件を満たす住宅が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、居住している木造戸建て住宅であること。
- (2) 耐震診断(「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」による「一般診断法」に基づく診断)の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であること。
- (3) 併用住宅である場合、併用部分の床面積が延べ床面積の1/2未満であること。
- (4) 過去に能代市耐震改修促進事業による補助金の交付を受けて、耐震改修工事を実施していないこと。

2 補助対象者

次のすべての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 補助対象となる住宅を所有していること。
- (2) 当事業による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (3) 本市の市税等を滞納していないこと。
- (4) 貸家にあっては、借家人の同意が得られたものであること。

3 耐震改修工事とは

上部構造評点1.0未満「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅を、上部構造評点1.0以上「一応倒壊しない」になるよう補強するための耐震補強設計を行い、補強工事を行うこと。

4 補助金の額

耐震改修に要する費用の23%に相当する額(千円未満切り捨て)
ただし、補助金の額が30万円を超える場合は30万円を限度とします。

募集期間及び募集戸数

募集期間: 令和6年5月1日(水) ~ 令和6年11月29日(金)

募集戸数: 1戸

(先着順となりますので、受付戸数に達した場合は申請期間内であっても、申請を締切ることがあります。事前に電話等で確認をお願いします。)

事前の相談

申込前に、本事業の対象となるかどうか事前にご相談が必要となります。

相談の際には、耐震診断の結果をお持ちください。

【相談先】能代市 都市整備部 都市整備課 建築係

電話 0185-89-2940

申込先

1 申込書の入手方法

申込書は、事前相談の際に配付するほか、市のホームページに掲載しています。

2 申込書提出先

能代市 都市整備部 都市整備課 建築係まで、ご持参ください。

3 申込書添付書類

- (1) 対象住宅の付近見取図
- (2) 耐震改修工事を行うために必要な図面(改修計画概要、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図(壁仕様、金物・雑詳細図)等)
- (3) 耐震改修計画書(耐震改修の効果が確認できるもの)
- (4) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- (5) 固定資産課税台帳の写し(対象住宅の建築時期及び所有者の確認できる書類)
- (6) 能代市納税証明書の写し
- (7) 対象住宅に借家人が居住している場合、耐震改修工事実施に関わる借家人の同意書の写し
- (8) 対象住宅が共有名義である場合、共有者全員の同意書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

その他

補助金の交付決定前に、耐震改修工事(契約を含む)を行った場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 能代市 都市整備部
都市整備課 建築係
電話 89-2940